

令和7年 第6回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和7年5月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年5月26日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
	閉 会	令和7年5月26日 午後2時30分			議長 青山 晴重	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 10名 欠席 0名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	丸田 学	○	10	青山 晴重	○
	2	佐々木 哲三	○			
	3	宮本 好	○			
	4	曾川 泰寛	○			
	5	佐伯 昌彦	○			
	6	菊地 哲也	○			
	7	田中 恭一	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	吉田 新一	○			
会議録署名委員	3番	宮本 好		4番	曾川 泰寛	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 山 本 玲		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R7.5.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開 会	議 長	ただいまより、令和7年第6回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は10名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議 長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番の宮本好委員及び、4番の曾川泰寛委員をお願いいたします。
日程2 会期の決定	議 長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1号	議 長	次に、日程第3 議事に入ります。 議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解除が成立しており特段の通知等の必要ないと考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「合意解約通知の成立状況の確認について」の件は、可と決定いたします。
議案2号	議 長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。事務局長より説明願います。

議 事 の 経 過 (R7.5.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	事務局長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取を行うこととし、本委員会及び北海道農業会議の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決により許可権者である洞爺湖町長に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました西岡正雄委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	8 番委員	5 月 1 5 日に農業委員 3 名、事務局 2 名で現地確認を行った結果、一時転用に関しては問題ないという意見に至りましたので、報告いたします。
	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
議案 3 号	議 長	次に、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき要請について」の件を、議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画作成に係る要件確認チェックリストの各要件を満たしている所以要請すべきと考えます。また、農地中間管理機構が定めようとする計画内容が要請の内容と一致した場合に限り、即日広告できるものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

議 事 の 経 過 (R7.5.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 3 号	4 番委員	対象となる [REDACTED] について、いつ法人化されたものなのか。
	事務局長	令和 6 年度に法人化しております。
	5 番委員	農地中間管理事業の推進に関する法律の添付資料の文言について、「農地中間管理機構に対し要請することができる。」という書き方になっているが、要請しない場合もあるのか。
議案 4 号	事務局長	地域計画策定後については、従来の「農用地利用集積計画」は廃止となり、新たに「農用地利用集積等促進計画」を活用し、農地の賃貸借等の手続きを行わなければならないこととなっております。表記の仕方については、委員が仰る通り、必ずしも要請しなければならないという表現ではないことから、要請を行わなくても良いと捉えられてしまう可能性は十分に考えられます。しかし、国の方針で「農地の売買や賃貸借は農地バンク法を活用し行う」という考えがあることから、当町農業委員会も今後は「農用地利用集積等促進計画」を活用し、賃貸借等の手続きを行っていかなければならないと考えております。今回の議案が初めての案件であることから、なかなか馴染みがないものだとは思われますが、制度の理解等、委員の皆様にもご協力いただかなければならない部分も多いかと思われますので、その点宜しくお願い申し上げます。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき要請について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 1 項の規定に基づき要請について」の件は、可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 4 号「現況証明の願い出について」の件を、議題といたします。事務局長より説明願います。
議案 4 号	事務局長	(議案朗読により、説明)

議 事 の 経 過 (R7.5.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4 号	議 長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました西岡正雄委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	8 番委員	5 月 1 5 日に農業委員 3 名、事務局 2 名で現地確認を行いました。該当の地番については、平成 1 8 年を最後に耕作が行われていないとのことで、現況は農地ではないという判断に至りましたので報告いたします。
	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 4 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定いたします。
閉 会	議 長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。令和 7 年第 6 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。